

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

July, 2017

なごみ便り

www.101dog.co.jp

6月も過ぎ、いよいよ夏本番という感じになってきました。さて、近頃人手不足の状況に悩まれている経営者も多いことと思います。この状況では、従業員の働きやすい環境を作り、退職者を出さないようにすることが大事かと思えます。今回は、従業員の福利厚生の充実を図りつつ、従業員に給与として課税されないものなどを取り上げていきます。

従業員の福利厚生の充実を図りつつ給与課税されないもの

原則として、会社が従業員に金銭などで特別の利益を与えると、それは会社から従業員への給与とみなされ、従業員に対して所得税が課税されることとなります。ただし、次に挙げるようなものは一部例外として認められています。

(1) 従業員への食事の支給

役員や従業員に支給する食事は、**次の二つの要件をどちらも満たしていれば**、給与として課税されません。

役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること

次の金額が1か月当たり3,500円(税抜)以下であること

(食事の価額) - (役員や使用人が負担している金額)

(2) 職務に必要な技能を習得する費用を支出したとき

役員や使用人に、仕事に関係のある技術や知識を習得させるための費用を支給する場合には、支給した費用が**次の三つのいずれかの要件を満たしており**、適正な金額であれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

仕事に直接必要な技術や知識を役員や使用人に習得させるための費用であること

仕事に直接必要な免許や資格を役員や使用人に習得させるための研修会や講習会などの出席費用であること

仕事に直接必要な分野の講義を役員や使用人に大学などで受けさせるための費用であること

(3) 従業員レクリエーション旅行について

従業員レクリエーション旅行の場合は、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額で、かつ、その旅行が**次のいずれの要件も満たすものであるときは**、原則として、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになっています。

旅行の期間が4泊5日以内であること(海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること)

旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であること

レクリエーション旅行は役員のみ参加はこの規定に当たらないなど注意すべき点がありますので、詳細はお問い合わせください。

(4) 創業記念品や永年勤続表彰記念品の支給をしたとき

次に掲げる**要件をすべて満たしていれば**、給与として課税しなくてもよいことになっています。

1. 創業記念品などの記念品

支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること

記念品の処分見込み価額による評価額が1万円(税抜)以下であること

創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給するものは、概ね5年以上の間隔があいていること

2. 永年勤続者に支給する記念品や旅行や観劇への招待費用

その人の勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当な金額以内であること

勤続年数が概ね10年以上である人を対象としていること

同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときから概ね5年以上の間隔があいていること

中小企業退職金共済制度（中退共制度）

中退共制度は、従業員のための退職金制度です。独立行政法人勤労退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（中退共）が運営する国の制度で、事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。**退職金は、中退共から退職した従業員に直接支払われます**ので、加入の際は検討が必要です。

加入条件は次の通りです

加入できる企業

業種	常用従業員数		資本金・出資金
一般業種（製造業・建設業等）	300人以下	又は	3億円以下
卸売業	100人以下	又は	1億円以下
サービス業	100人以下	又は	5千万円以下
小売業	50人以下	又は	5千万円以下

加入させなくてもいい従業員

従業員は原則**全員加入**させなければなりません。ただし、期間を定めて雇用される従業員、季節的業務で雇用される従業員、試用期間中の従業員及び短時間労働者等のような従業員は加入させなくてもいいこととなっています。

加入できない場合もありますので、詳しくは担当の職員にご確認下さい。

また、中退共制度のポイントは次の4つです。

（1）掛金の全額が費用に

掛金月額は、従業員ごとに5千円～3万円（1万円までは千円、1万円以上は2千円刻み）まで選択できます。

通常、退職金は支払ったときに費用計上となりますが、中退共制度の場合、掛金を支払った時点で費用になるため、従業員が退職する前に費用計上できます。また、掛金は12か月分を限度として一括納付（前納）することができるため、決算対策としても用いることができます。

（2）管理が簡単

毎月の掛金は口座振替で納付することができ、また従業員ごとの納付状況・退職金額に関する通知が届くため、退職金の管理が簡単です。

（3）通算制度有り

過去に勤務されていた期間や、企業間を転職しても通算することができます。また、特定業種退職金共済制度や特定退職金共済制度と通算することができます。

（4）退職金の受け取り方を選択できる

退職金は退職者本人が退職時60歳以上であれば、退職時に一括で受取る方法、分割で受け取る方法又は一部を分割で受取り残りを一括で受取る方法の3つの方法があり、退職者のニーズに合わせて受け取ることができます。

今回ご紹介させていただいたものはごく一部のものです、上記以外にも福利厚生を充実させる方法がありますので、是非ご相談下さい。

（文章担当：鳴瀬・小谷）

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. フエを吹く蚊がお店を始めました。何屋さん？

先月のQ. 骨と皮だけなのに人をすずしくする物は何？

先月の答え：うちわ（骨と地紙＝皮）